

長野広域連合
一般廃棄物最終処分場運営事業
要求水準書

令和2年6月

長野広域連合

目 次

1. 総 則	1
1.1 計画概要	1
1.1.1 事業名	1
1.1.2 対象施設	1
1.1.3 事業実施場所	1
1.2 運営事業の概要	1
1.2.1 業務内容	1
1.2.2 運営期間	1
1.2.3 スケジュール	1
1.3 一般事項	2
1.3.1 関係法令等の遵守	2
1.3.2 関係官庁への報告、届出	2
1.3.3 連合への報告、記録、資料提供等の協力	2
1.3.4 生活環境影響調査の遵守	3
1.3.5 運営モニタリング	3
1.3.6 事業者間調整等による業務遂行	3
1.3.7 事業実施計画書の作成	3
1.4 事業について	4
1.4.1 本事業に関する図書	4
1.4.2 事業提案書の変更	4
1.4.3 要求水準書の記載事項	4
1.4.4 事業終了時の引き渡しの条件	4
1.4.5 地元雇用及び地元育成	5
2. 業務条件	6
2.1 施設概要	6
2.1.1 施設の諸元	6
2.1.2 ユーティリティー	6
2.2 処理対象物	7
2.3 作業条件	8
2.3.1 作業時間及び運搬車両	8
2.3.2 埋立工法等	9
2.3.3 浸出水処理方式	9
2.3.4 埋立機材	9
2.3.5 堅型ガス抜き管継ぎ足し工事	10
2.4 計画原水水質及び計画放流水質	14
2.5 公害防止条件等	14

2.5.1 浸出水排水基準.....	14
2.5.2 騒音基準値（自主基準値：A地域の環境基準相当）	14
2.5.3 振動基準値（自主基準値：振動を感じはじめる値相当）	14
2.5.4 悪臭基準値（第2地域に指定）	15
2.5.5 大気基準.....	15
2.5.6 事務所環境衛生基準.....	15
2.5.7 放射性物質濃度.....	15
2.5.8 環境保全対策.....	15
2.6 その他留意事項	16
2.6.1 隣接する民有地.....	16
2.6.2 周辺環境への配慮.....	16
2.6.3 住民協定の遵守.....	16
3. 業務実施体制	17
3.1 業務実施体制	17
3.2 有資格者の配置	17
3.3 連絡体制	17
4. 一般廃棄物最終処分場の維持管理・運營業務.....	18
4.1 受入管理業務	18
4.1.1 受入計画の立案.....	18
4.1.2 受入管理.....	18
4.1.3 車両誘導.....	18
4.2 運転管理業務	19
4.2.1 埋立作業計画の作成.....	19
4.2.2 埋立作業.....	19
4.2.3 埋立進行に伴う施設整備.....	20
4.2.4 漏水検知システムによる遮水機能の確認.....	20
4.2.5 浸出水処理施設の運營業務.....	20
4.2.6 排水基準値超過時の対応.....	20
4.3 維持管理業務	22
4.3.1 備品・什器・物品・用役・覆土材の調達.....	22
4.3.2 備品・什器・物品・用役・覆土材の管理.....	22
4.3.3 点検・検査計画の作成.....	22
4.3.4 点検・検査の実施.....	22
4.3.5 補修・更新計画の作成.....	23
4.3.6 補修・更新の実施.....	23
4.3.7 遮水工、擁壁等の土木構造物の維持管理業務.....	24
4.3.8 遮水工に異常が発生した場合の対応.....	24

4.3.9 建屋の保全.....	24
4.4 環境管理業務	25
4.4.1 環境管理.....	25
4.4.2 環境保全計画.....	25
4.4.3 作業環境保全計画.....	26
4.5 情報管理業務	28
4.5.1 運転管理記録報告.....	28
4.5.2 施設情報管理.....	28
4.5.3 その他管理記録報告.....	29
4.6 その他関連業務	30
4.6.1 清掃.....	30
4.6.2 植栽管理.....	30
4.6.3 除雪・凍結防止.....	30
4.6.4 防火管理.....	30
4.6.5 警備・防犯.....	30
4.6.6 電気柵の管理.....	30
4.6.7 防災調整池の管理.....	31
4.6.8 見学者対応.....	31
4.6.9 住民対応.....	31
4.7 緊急時の対応	31
4.8 セルフモニタリング	32
4.9 事業終了時の引き渡しの条件.....	32

用語の定義

本要求水準書で用いる用語を以下のとおり定義する。

- (1) 「本事業」とは、「長野広域連合一般廃棄物最終処分場運営事業」をいう。
- (2) 「本施設」とは、長野広域連合一般廃棄物最終処分場をいう。
- (3) 「連合」とは、長野広域連合をいう。
- (4) 「長期包括委託方式」とは、施設の維持管理及び運営を複数年にわたり一括して民間に委託する方式をいう。
- (5) 「建設工事」とは、長野広域連合一般廃棄物最終処分場建設工事及び長野広域連合一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設建設工事をいう。
- (6) 「運営事業者」とは、本事業を受託した事業者をいう。
- (7) 「A焼却施設」とは、ながの環境エネルギーセンターをいう。
- (8) 「B焼却施設」とは（仮称）長野広域連合B焼却施設をいう。
- (9) 「埋立物」とは、A焼却施設及びB焼却施設から搬出される副生成物のうち、「熔融スラグ」、「飛灰処理物」及び「その他熔融不適物」をいう。
- (10) 「廃棄物処理法」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）をいう。
- (11) 「生活環境影響調査」とは、最終処分場建設事業に係る生活環境影響調査書（平成 26 年 6 月 長野広域連合）をいう。
- (12) 「技術管理者」とは、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理施設技術管理者（最終処分場）として「長野広域連合一般廃棄物処理施設技術管理者の資格に関する条例第 2 条の規定に基づく資格を有する者」をいう。
- (13) 「要求水準書」とは、本事業の基本的な内容について定めるものであり、本事業の目的達成に必要な設備及び業務等についての要件を記載したものをいう。
- (14) 「事業提案書」とは、運営事業者が本事業の運営事業者選定のために提出した提案書類一式をいう。

- (15) 「関係市町村」とは連合を組織する長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、小川村及び飯綱町をいう。
- (16) 「住民協定」とは「一般廃棄物最終処分場建設に関する基本協定書」、「一般廃棄物最終処分場受け入れに当たっての絶対的条件の協議書」及び「一般廃棄物最終処分場受け入れに当たってのその他条件の協議書」をいう。なお、今後、「環境保全協定」が締結された場合は、これを含む。
- (17) 「遮水工」とは、遮水シート、保護マット、保護砂、漏水検知システム等で構成される遮水設備をいう。
- (18) 「年度」とは、4月1日から始まり翌年の3月31日に終了する一年をいう。

1. 総 則

本要求水準書は、連合が発注する「長野広域連合一般廃棄物最終処分場運営事業」に適用する。

1.1 計画概要

本事業は、本施設の維持管理・運営を長期包括委託方式により行うものである。

1.1.1 事業名

長野広域連合一般廃棄物最終処分場運営事業

1.1.2 対象施設

一般廃棄物最終処分場（敷地面積：約106,000m²、埋立面積：約16,700m²、埋立容量：約85,000m³）

なお、本施設は現在、建設工事にて整備中であり、令和3年2月に供用開始を予定している。

1.1.3 事業実施場所

長野県須坂市大字亀倉字栗毛・左方外

1.2 運営事業の概要

1.2.1 業務内容

- ①埋立物の受入管理業務
- ②本施設の運転管理業務（浸出水処理施設運転管理、埋立作業等）
- ③本施設の維持管理業務
- ④本施設の環境管理業務
- ⑤本施設の情報管理業務
- ⑥その他関連業務

1.2.2 運営期間

本施設の運営期間は、供用開始日から5年2か月間とする。

1.2.3 スケジュール

- | | |
|--------------|-----------|
| (1) 運営業務委託契約 | 令和2年12月 |
| (2) 本施設の供用開始 | 令和3年2月1日 |
| (3) 本事業の終了 | 令和8年3月31日 |

本施設の建設工事が遅延し、供用開始が遅れる場合は、その旨を連合が事前に通知した上で、運営開始日及び終了日を遅延日数分遅らせるものとする。なお、理由の如何に関わらず、これにより運営事業者に損害が発生した場合であっても連合はその責を負わない。

民間事業者は、本事業も含め約30年間の本施設の使用を前提として運営業務を行うこと。

1.3 一般事項

1.3.1 関係法令等の遵守

本事業の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。

環境基本法 循環型社会形成推進基本法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 廃棄物最終処分場性能指針 廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領 下水道法 水質汚濁防止法 騒音規制法 振動規制法 悪臭防止法 ダイオキシン類対策特別措置法 毒物及び劇物取締法 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 消防法 労働基準法 労働安全衛生法	地球温暖化対策の推進に関する法律 エネルギーの使用の合理化等に関する法律 長野県環境基本条例 長野県公害の防止に関する条例 長野県地球温暖化対策条例 長野県千曲川流域下水道関連公共下水道下水排除基準 廃棄物の最終処分場に係る環境配慮指導基準（長野県） 須坂市環境基本条例 須坂市公害防止条例 須坂市下水道条例 長野広域連合情報公開及び個人情報保護に関する条例
---	---

1.3.2 関係官庁への報告、届出

連合が関係官庁（県への維持管理状況の報告含む）へ報告、届出を必要とする場合、連合の指示に従って、運営事業者は必要な資料・書類等を速やかに作成・提出する。なお、作成・提出に係る経費はすべて運営事業者が負担すること。

1.3.3 連合への報告、記録、資料提供等の協力

連合が報告、記録、資料提供等を必要とする場合は、速やかに対応すること。

1.3.4 生活環境影響調査の遵守

本事業の実施に当たっては、本事業に係る「最終処分場建設事業に係る生活環境影響調査書」（平成26年6月 長野広域連合）を遵守すること。

1.3.5 運営モニタリング

本事業の実施状況について連合は、埋立物の受入管理実績、運転管理実績（浸出水処理施設運転管理状況、埋立実施状況、等）、維持管理実績（点検・検査の実施状況、補修・更新の実施状況、等）、環境管理実績、情報管理実績、等に関して運営事業者からの実績報告を受け、業務履行状況に対するモニタリングを実施する。運営事業者は、モニタリングに協力する。

なお、上記実施前に、運営事業者にてセルフモニタリングを実施すること。（参照：4.8 セルフモニタリング）

1.3.6 事業者間調整等による業務遂行

運営期間中、本事業に関連する事業が確実に推進されるよう、連合及び焼却施設等の関連施設の運営に携わる各事業者と調整を図り業務を遂行すること。なお、調整に当たっては各事業者の責任において行うこと。

1.3.7 事業実施計画書の作成

運営事業者は、運営期間全体の事業実施計画書及び初年度の年度実施計画書を初年度の運営開始1か月前までに連合に提出すること。

作成に当たっては、連合と十分に協議を行うこと。

次年度以降は年度実施計画書を前年度の10月末までに提出すること。

表1 事業実施計画書及び年度実施計画書の内容（参考）

	事業実施計画書	年度実施計画書
受入管理業務計画書	○	○
運転管理業務計画書	○	○
維持管理業務計画書	○	○
環境管理業務計画書	○	○
情報管理業務計画書	○	○
その他関連業務計画書	○	○
マニュアル類	○	—
セルフモニタリング計画書	○	○
提案事項の履行計画書	○	○

※各業務計画書等の内容については別紙1 参照

1.4 事業について

1.4.1 本事業に関する図書

本事業は、次に示す図書に基づいて行う。

- ▶公募説明書
- ▶本要求水準書
- ▶運營業務委託契約書
- ▶モニタリング基準
- ▶事業提案書
- ▶その他連合が指示するもの

1.4.2 事業提案書の変更

原則として応募時に事業者から提出された本事業に係る事業提案書は変更できないものとする。

ただし、運営期間中に本要求水準書と適合しない箇所が発見された場合は、運営事業者の責任において本要求水準書を満足させる変更をしなければならない。

1.4.3 要求水準書の記載事項

(1) 記載事項の補足等

本要求水準書で記載された事項は、基本的内容について定めるものであり、本施設の信頼及びサービスの向上に繋がる提案等を妨げるものではない。本要求水準書に明記されていない事項であっても、本施設の性能及び機能を発揮するために当然必要と思われるものについては、全て運営事業者の責任において補足・完備させなければならない。

(2) 参考図等の取扱い

本要求水準書の図・表等で「（参考）」と記載されたものは、一例を示すものである。運営事業者は「（参考）」と記載されたものについて、運営事業者の責任により補足・完備させなければならない。

(3) 契約金額の変更

前2項に該当する場合、契約金額の増額等の手続きは行わない。

1.4.4 事業終了時の引き渡しの条件

- ① 本施設の使用期間は30年間と想定している。本事業終了時において、本施設の基本性能が確保され、運営期間終了後も連合が本要求水準書に記載のある業務を継続して実施することに支障のない状態であることを基本とし、使用すること。
- ② 本事業の点検・補修・更新業務により、引き渡し後1年間継続して全ての施設を使用することに支障のない状態であること。なお、引き渡し前に本施設の性

能が確保されていることを確認すること。

1.4.5 地元雇用及び地元育成

本事業の実施に当たっては、より一層の安定性及び住民サービスの向上を図るとともに、維持管理・運営水準を確実に確保することが重要である。よって、可能な限り関係市町村の廃棄物処理事業を十分に熟知した人材の優先的な活用に努めること。

また、資材・用役等の関係市町村からの地元調達を積極的に計画すること。

2. 業務条件

2.1 施設概要

2.1.1 施設の諸元

本施設の諸元は、次表のとおりである。

表2 施設の諸元

項目	内容
施設の種類	一般廃棄物最終処分場（オープン型）
場所	須坂市大字亀倉字栗毛・左方外
敷地面積	約106,000m ²
埋立面積	約16,700m ²
埋立容量	約85,000m ³
埋立方式	セル工法
計画埋立期間	令和3年2月から15年間（予定） ※本事業の埋立期間は令和3年2月から5年2か月
浸出水処理能力	60m ³ /日
浸出水調整槽	3,000m ³
処理設備内容※	流入・調整設備、アルカリ凝集沈殿設備、砂ろ過設備、処理水放流設備、汚泥処理設備、管理設備
処理水放流先	下水道放流
防災調整池容量	約5,400m ³
跡地利用計画	埋立地はグラウンド整備や太陽光パネルの設置等の平面的な利用を想定する。 浸出水処理施設は集会所等としての利用を想定する。

※施設の詳細については別紙2及び3参照

2.1.2 ユーティリティ

本施設の運営期間を通じ、ユーティリティの維持管理に係る費用、使用料金等の費用は、連合職員や見学者等が使用するものを含め、運営事業者の負担とする。

また、ユーティリティに係る申請等は運営事業者が行い、申請等に伴う費用（負担金を含む）についても運営事業者の負担とする。

以下のユーティリティは、建設工事で整備済みである。この他に必要な設備がある場合は、運営事業者の負担にて整備するものとする。

- ▶電気：施設内の設備及び機器等を勘案し、高圧電線路を引き込んでいる（契約電力126kW：当初想定）。
- ▶上水道：敷地境界付近より上水道を建設工事にて引き込み（口径φ40mm）、本施設にプラント用水、管理用水、洗車用水を供給している。
- ▶下水道：敷地境界付近より下水道へ建設工事において接続している。
- ▶雨水排水：屋根排水は、建設工事で集水桝へ接続している。
- ▶電話：NTT2回線（アナログ回線：1、デジタル回線：1）
- ▶テレビ：引込柱からの埋設空配管、施設内配管線及び端子等がある。ケーブルテレビが必要な場合は整備可能である。

2.2 処理対象物

A焼却施設及びB焼却施設から発生する埋立物を処分の対象とする。

なお、令和2年度から令和7年度までの埋立物の想定量を次表に示す。

(参考)		表3 埋立見込み量（基準ごみ）						単位：m ³
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	
A焼却施設	溶融スラグ	363	1,434	1,226	1,210	1,210	1,210	
	飛灰処理物	187	745	689	688	687	685	
	溶融不適物	88	351	324	324	323	322	
	計	638	2,530	2,239	2,222	2,220	2,217	
B焼却施設	溶融スラグ	0	0	0	0	0	0	
	飛灰処理物	0	0	115	115	115	114	
	溶融不適物	0	0	12	12	12	12	
	計	0	0	127	127	127	126	
埋立物計		638	2,530	2,366	2,349	2,347	2,343	
覆土量	覆土率 30%	191	759	710	705	704	703	
埋立量合計		829	3,289	3,076	3,054	3,051	3,046	
埋立量累積		829	4,118	7,194	10,248	13,299	16,345	

※本施設は令和3年2月供用開始であるが、令和3年1月からの試運転及び教育訓練期間中の埋立量も含んだ見込みである。

※B焼却施設は令和4年4月から本稼働として算定。なお、B焼却施設の溶融スラグを令和4年度及び令和5年度にそれぞれ947m³埋立する場合がある。

(参考)

表 4 埋立見込み量 (高質ごみ)

単位 : m³

		R2	R3	R4	R5	R6	R7
A焼却施設	熔融スラグ	488	1,936	1,694	1,676	1,676	1,676
	飛灰処理物	265	1,057	978	975	974	972
	熔融不適物	104	413	382	381	381	380
	計	857	3,406	3,054	3,032	3,031	3,028
B焼却施設	熔融スラグ	0	0	1,008	1,005	1,002	998
	飛灰処理物	0	0	136	135	135	134
	熔融不適物	0	0	13	13	13	13
	計	0	0	1,157	1,153	1,150	1,145
埋立物計		857	3,406	4,211	4,185	4,181	4,173
覆土量	覆土率 30%	257	1,022	1,263	1,256	1,254	1,252
埋立量合計		1,114	4,428	5,474	5,441	5,435	5,425
埋立量累計		1,114	5,542	11,016	16,457	21,892	27,317

※本施設は令和3年2月供用開始であるが、令和3年1月からの試運転及び教育訓練期間中の埋立量も含んだ見込みである。

※B焼却施設は令和4年4月から本稼働として算定。なお、B焼却施設の熔融スラグを令和4年度に1,075m³、令和5年度に1,066m³埋立する場合がある。

2.3 作業条件

2.3.1 作業時間及び運搬車両

本施設の維持管理・運営に関する作業時間帯は以下のとおりとする。

表 5 作業時間帯等

	運転時間等
埋立物の受付 (想定)	5日/週、9:00～15:00 ※土日祝日は原則受け入れしない。
埋立作業 (想定)	5日/週、9:00～16:00 ※土日祝日は原則実施しない。
浸出水処理施設の運転	浸出水処理: 24時間/日、7日/週 汚泥脱水 : 5時間/日、5日/週

また、各焼却施設からの埋立物の運搬は、以下のとおり計画している。

表 6 埋立物の運搬計画

施設名	住所	種類	車種	台数
A焼却施設	長野市松岡2丁目 27番1号	熔融スラグ	10t ダンプ	15～20台/月
		飛灰処理物	天蓋付10t ダンプ	6～8台/月
		その他熔融不適物	天蓋付10t ダンプ	1～2台/月
B焼却施設	千曲市大字屋代 字中島外	熔融スラグ	10t ダンプ	1台/月以下
		飛灰処理物	天蓋付10t ダンプ	1～3台/月
		その他熔融不適物	天蓋付10t ダンプ	1～2台/月

2.3.2 埋立工法等

埋立方式：セル工法

埋立順序：事業者提案による。

埋立作業：埋立地内にダンピングされた埋立物の敷き均し、締固め・転圧、即日覆土等

覆土方法：即日覆土、最終覆土（中間覆土は行わない。）

覆土材：事業者が確保する。（参照：4.2.2 埋立作業）

埋立機材：事業者が提案・調達する。（参照：2.3.4 埋立機材）

2.3.3 浸出水処理方式

水処理：アルカリ凝集沈殿＋砂ろ過→（下水道放流）

汚泥処理：汚泥貯留＋脱水処理→（場内埋立）

2.3.4 埋立機材

埋立作業に必要となる埋立重機及び運搬車両（4 t ダンプ）は運営事業者が用意すること。（リース等可）

埋立作業で使用する重機は排出ガス・低騒音・低振動対策型とすること。また、ブルドーザは3 t 級、バックホウは0.35m³級を原則とする。

なお、運搬車両は、覆土置場から埋立地内への覆土の運搬、浸出水処理施設から発生する脱水汚泥の埋立地内への運搬に使用する。

2.3.5 堅型ガス抜き管継ぎ足し工事

埋立作業の進捗に伴う1段目嵩上堰堤及び2段目嵩上堰堤の施工（雨水排水、遮水シートを含む）及び最終覆土工事は、本事業には含まない。

ただし、堅型ガス抜き管継ぎ足し工事は廃棄物の埋立の進捗に伴い実施する必要があることから、本事業の範囲とする。

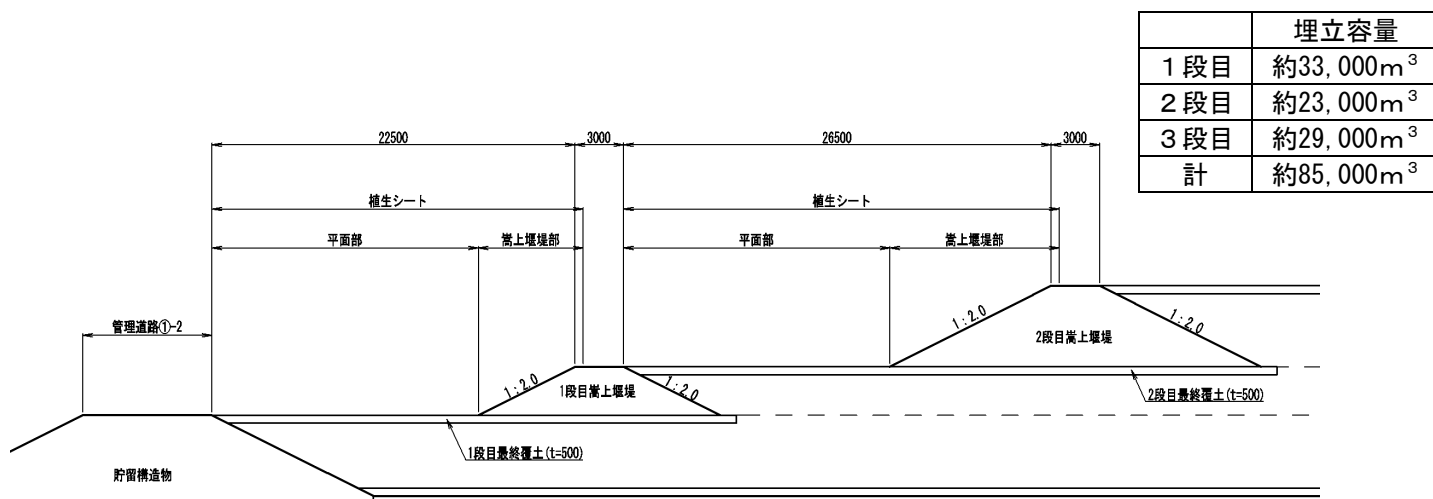


図1 埋立計画図

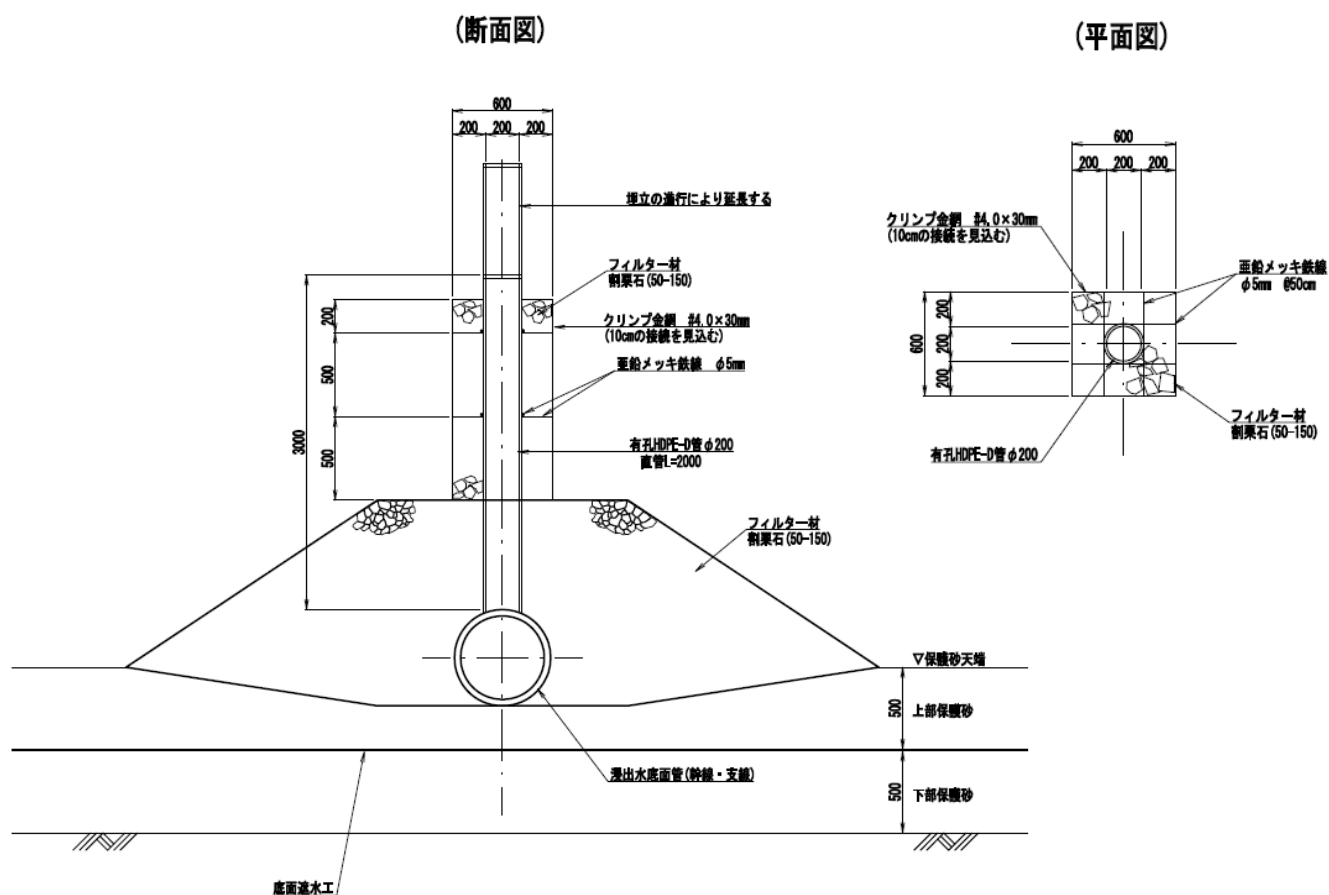


図2 発生ガス対策設備構造図

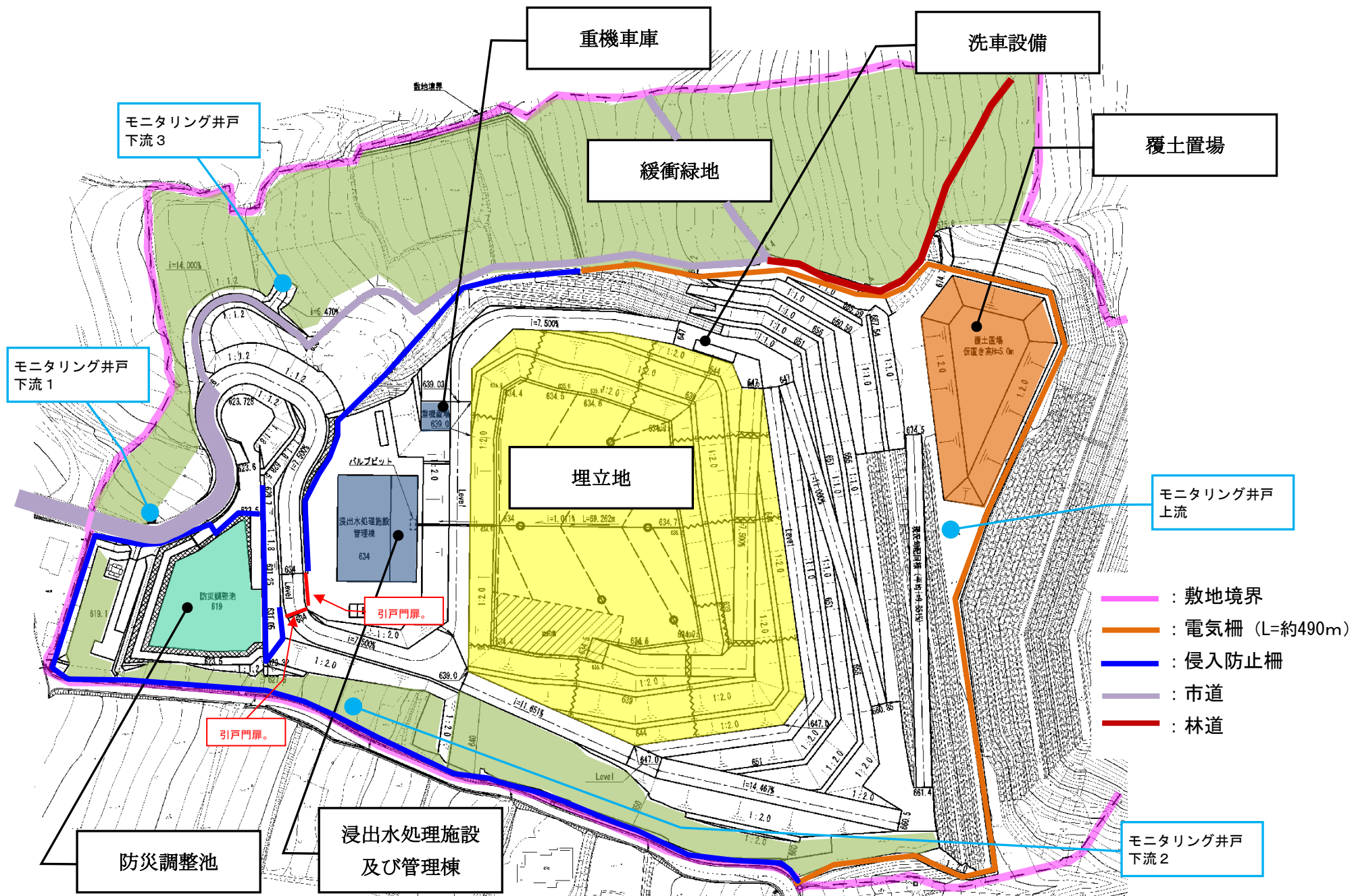


図3 配置計画図



図4 施設鳥瞰図

2.4 計画原水水質及び計画放流水質

本施設の計画原水水質及び計画放流水質は、次のとおりである。

表 7 計画原水水質及び計画放流水質

項目	原水水質	放流水水質
SS	100 mg/L	10mg/L 以下
ダイオキシン類	13 pg-TEQ/L	10 pg-TEQ/L以下
上記以外の下水道排除項目	下水道排除基準値以下	下水道排除基準値以下
カルシウムイオン	3,000 mg/L	100 mg/L 以下※

※：カルシウムイオンの放流水水質の基準値は、管理値として設定

なお、下水道排除項目に基づき、放流水の水質は45℃未満を厳守すること。

2.5 公害防止条件等

主な公害防止基準については、以下のとおりとする。

2.5.1 浸出水排水基準

①排水方式：下水道放流

②排水基準：以下の最新基準を使用する。

- ・ 長野県千曲川流域下水道関連公共下水道下水排除基準（平成29年12月 1 月）
- ・ 須坂市下水道条例（改正 令和元年 7 月 3 日条例第22号）及び須坂市下水道施行規則（改正 平成30年12月12日規則第42号）
- ・ 廃棄物最終処分場の性能に関する指針について（平成12年12月28日生衛発1903号）

③放流可能水量：70m³/日

2.5.2 騒音基準値（自主基準値：A地域の環境基準相当）

生活環境影響調査に基づき自主基準値を定めており、下記を厳守すること。

敷地境界線上で昼間（6時から22時） 55デシベル以下

夜間（22時から翌6時）45デシベル以下

2.5.3 振動基準値（自主基準値：振動を感じはじめる値相当）

生活環境影響調査に基づき自主基準値を定めており、下記を厳守すること。

敷地境界線上で55デシベル以下

2.5.4 悪臭基準値（第2地域に指定）

須坂市の基準に基づき、敷地境界線上で臭気指数13以下を厳守すること。

2.5.5 大気基準

住民協定に基づき、労働安全衛生法で定められる下記の作業環境評価基準を順守すること。

粉じん 敷地境界線上で0.025～3.0 mg/m³（遊離ケイ酸含有率により変動）

$$E（基準値）=3.0 / (1.19Q + 1) \quad Q: \text{当該粉じんの遊離けい酸含有率（\%）}$$

2.5.6 事務所環境衛生基準

管理棟内の有人室の環境基準については、労働安全衛生法の事務所衛生基準規則で規定される「事務室の環境管理」項目の各基準値を遵守すること。

2.5.7 放射性物質濃度

住民協定に基づき、埋立地内の放射性物質濃度（ヨウ素131、セシウム134、セシウム137）を100ベクレル/kg以下となるよう管理すること。

2.5.8 環境保全対策

本事業の実施に際しては、公害関係法令及びその他関係法令に適合するとともに、これらを遵守し得る構造・設備の機能を維持すること。また、これら環境保全対策が遵守されていることが確認できるよう、監視、測定を実施すること。監視測定項目の詳細は「4.4.2 環境保全計画」表10に示す。

①排水

浸出水処理設備の機能維持管理や適切な運転をすることにより、浸出水排水基準の継続的な達成を行うこと。また、必要に応じて各処理設備において性能確認試験や測定を実施すること。

②地下水

本施設の適切な維持管理と点検・検査等を行い、浸出水の外部流出による地下水への影響を与えないこと。また、地下水（敷地内のモニタリング井戸4か所と、本施設から北西へ約500mの場所にある「鷹清水」と呼ばれる湧水地点の計5か所）の水質（電気伝導率等）を定期的に監視し、異常の早期発見と対策を実施すること。

③騒音

受入管理業務、運転管理業務及び維持管理業務において適切な管理をすることにより、騒音の発生を極力低減すること。また、騒音発生状況の把握に努めること。

④振動

受入管理業務、運転管理業務及び維持管理業務において適切な管理をすることにより振動の発生を極力低減すること。また、振動発生状況の把握に努めること。

⑤粉じん

受入管理業務、運転管理業務及び維持管理業務において適切な管理をすることにより粉じんの発生量を極力低減すること。また、粉じん発生状況の把握に努めること。

⑥悪臭

悪臭の発生しやすい埋立物への速やかな覆土、埋立地での適切なガス抜き、浸出水の適切な処理を実施することにより、悪臭物質の発生量を極力低減すること。また、人の嗅覚等により、敷地内における悪臭の発生状況の把握に努めること。

⑦鼠族、昆虫類、有害鳥獣類

鼠族、昆虫類の繁殖及び発生、有害鳥獣類の侵入に対し、適切な防止対策を実施すること。また、敷地内を巡視する際に異常把握に努めること。

2.6 その他留意事項

2.6.1 隣接する民有地

本施設の事業用地に囲まれる形で民有地（面積約40㎡）が存在する。民有地には所有者の許可なく立ち入らないこと。

2.6.2 周辺環境への配慮

本施設は、周辺住民の方々のご理解・ご協力の下、建設・運営していくものであることに十分留意し、施設の運営に当たっては、周辺環境に十分配慮すること。（例：前面道路の美化等）

2.6.3 住民協定の遵守

仁礼町区と連合とが取り交わした住民協定を遵守すること。

3. 業務実施体制

3.1 業務実施体制

- 運営事業者は、本事業を行うにあたり、受入管理業務、運転管理業務、維持管理業務、環境管理業務、情報管理業務、その他関連業務等のすべての業務を総合的に管理し、各業務を確実に履行できる業務実施体制を整備すること。
- 運営事業者は、夜間、土曜日、日曜日、祝日、休日、年末年始（12月29日から1月3日）を除いて、必要な人員が本施設で従事するように計画すること。ただし、各焼却施設との調整の結果又は緊急に埋立物を受入れる場合は、対応すること。
- 運営事業者は、整備した業務実施体制について連合に報告すること。なお、体制を変更した場合も速やかに連合に報告すること。
- 供用開始前までの期間について、運営事業開始の準備等に必要な体制を整備すること。

3.2 有資格者の配置

- 運営事業者は、本事業を適切に行うために必要な有資格者を雇用又は出向などで確保し配置すること。なお、関係法令、関係官庁の指導等を厳守する範囲内において有資格者は兼任することを可能とする。
- 本事業の現場総括責任者として、専任の技術管理者を配置し、以下の業務を遂行すること。
 - ・ 廃棄物処理施設の維持管理要領の立案（受入計画、受入管理、運転体制、点検・補修・更新方法、非常時の対処方法等）
 - ・ 廃棄物処理施設の運転及び他の職員の監督
 - ・ 廃棄物処理施設の定期保守点検及び必要な修理、改善の実施
 - ・ 廃棄物処理施設の設置者に対する改善事項等についての意見の具申等
- 技術管理者以外に本事業で必要になると思われる資格の種類を参考に表8に示す。

表8 管理運営必要資格（参考）

資格の種類	主な業務内容
酸素欠乏危険作業主任者	酸欠危険場所で作業する場合、作業員の酸素欠乏症を防止する
危険物保安監督者・危険物取扱者	危険物取扱作業に関する保安・監督
電気主任技術者	電気工作物の工事維持及び運用に関する保安の監督
特定化学物質等作業主任者	一定の有害な化学物質（特定化学物質）を取扱う作業を行う場合、作業員の労働災害を防止する
車両系建設機械運転技能講習受講者等	重機類の運転を実施する者

3.3 連絡体制

- 運営事業者は、平常時及び緊急時の連絡体制を整備すること。なお、体制を変更した場合は速やかに連合に報告すること。

4. 一般廃棄物最終処分場の維持管理・運営業務

4.1 受入管理業務

4.1.1 受入計画の立案

- 運営事業者はA焼却施設及びB焼却施設から搬入される埋立物を、本施設に受け入れるため受入計画を作成し、連合に提出すること。
- 受入計画は、運営事業者の責任において、各焼却施設の運営事業者と調整し、各焼却施設からの搬出計画を十分踏まえ反映したものとする。
- 受入計画は、近隣の小中学校の登下校の時間帯に搬入車両が通行しないよう考慮すること。

4.1.2 受入管理

- 運営事業者は、表5に示す受付時間において埋立物の受入管理を行うこと。なお、受付時間外であっても、連合が事前に指示する場合は、受入業務を行うこと。
- 本施設に搬入される埋立物について、搬入禁止物の混入防止に努めること。
- 搬入禁止物を発見した場合は、速やかに除去するとともに連合に報告し、指示を求めること。
- 搬入される埋立物について、各焼却施設発行の計量伝票、I T Vカメラ（別紙5参照）又は目視により、搬入基準への適合の確認、種類及び量の確認・記録（写真撮影等を含む）を行うこと。
- 搬入量、覆土量及び車両数は品目別・搬出元別に集計・記録・保存し、管理すること。
- 本施設はトラックスケールを設置しないため、搬入量については各焼却施設において計量した伝票を受領してデータ化し、管理を行うこと。

4.1.3 車両誘導

- 運営事業者は、本施設内及び本施設周辺において安全に搬入が行われるように、搬入車両を適切に誘導すること。

4.2 運転管理業務

4.2.1 埋立作業計画の作成

- 運営事業者は、埋立作業計画を作成し、連合に提出すること。
- 計画には浸出水処理施設にて発生する脱水汚泥も含めること。
- 埋立物の性状に応じた埋立計画を検討すること。
- 埋立物の受付時間と埋立作業時間の調整に留意し、計画すること。

4.2.2 埋立作業

- 運営事業者は、埋立物の運搬車両に場所を指定し、埋立物をダンピングさせること。
- 敷き鉄板等を使用するなど運搬車両の埋立地内での走行に支障がないようにすること。
- 埋立物を敷き均し、転圧、成型等を実施した上で即日覆土（転圧後：覆土厚15cm程度）を施工すること。即日覆土は埋立物の搬入があった日は必ず施工すること。
- 埋立物の飛散・流出防止、悪臭の発散防止、衛生害虫の発生防止、火災の発生・延焼防止を図ること。
- 周辺の環境保全上必要に応じて脱臭、殺虫及び消毒等に努め、薬剤の散布等を行うこと。
- 埋立物及び覆土が強風等により飛散し粉じんが発生しないよう、簡易防塵フェンス（貸与）の使用、敷き鉄板及び散水等により対応を行うこと。
- 埋立ガス濃度、酸欠等の作業環境に配慮した埋立作業を行うこと。
- 埋立の進捗状況を把握するため、埋立地内の測量を毎年1回以上実施し、「最終処分場残余容量算定マニュアル」（平成17年3月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課・産業廃棄物課）に基づく残余容量の算定を行い管理すること。
- 運営業務委託契約締結後、準備業務として、供用開始前までに初年度分の残余容量の算定を実施すること。（12月中が望ましい）
- 測量方法は、3Dレーザースキャナ測量など正確で簡易な手法を選定すること。
- 埋立作業に必要な覆土材及び法面保護砂などの必要な資材は運営事業者にて確保し、覆土置場に必要な量を保管すること。
- 保護砂は、購入土とし、洗滌砂等でできるだけ粒径がそろっていること。
- 覆土置場に仮置きした覆土について、飛散し粉じんが発生しないよう対策すること。
- 遮水工の損傷に配慮し、重機の走行（急激な旋回等）や法面部遮水シート近辺における埋立作業に十分注意すること。
- 遮水工に整備された電氣的漏水検知システムの機能を維持するため、規定された埋立工法に関する留意事項を遵守すること。
- 遮水工、浸出水集排水管等の各種構造物が適正な状態であることを確認した上で埋立作業を行うこと。
- 計画的に順序良く埋立し、埋立物を種別に区分できるように記録し、埋立作業場所の最小化に努めること。

- 埋立物の埋立工法（埋立順序、敷き均し・転圧方法、埋立箇所、等）については、最終処分場の早期安定化が図れるよう計画し、提案すること。
- 嵩上げ堰堤の整備や跡地利用計画に支障がなく、十分な地耐力を確保できる埋立を、管理方法も含め計画すること。

4.2.3 埋立進行に伴う施設整備

- 埋立の進捗に伴い必要となる以下の本施設整備を行うこと。なお、当該施設整備の着工前に連合と十分協議するとともに、竣工の際は遅滞なく連合に報告し、関係書類の提出を行うこと。
 - ・ 堅型ガス抜き管継ぎ足し工事

4.2.4 漏水検知システムによる遮水機能の確認

本施設は、遮水機能の健全度を確認するため、遮水工全面を対象とした漏水検知システムを整備している。

- 本システムを用いた遮水機能確認計画を作成し、連合に提出すること。作成した遮水機能確認計画について、連合の確認を求めること。
- 遮水機能確認計画に基づき、遮水機能の確認を行うこと。
- 遮水機能確認に係る記録は運営期間中保存すること。
- 遮水機能確認結果報告書を作成し連合に提出すること。

4.2.5 浸出水処理施設の運転業務

- 運営事業者は、浸出水処理施設建設事業者から提出される運転マニュアルに基づき、浸出水処理施設の月間運転計画及び年間運転計画を作成し、連合の確認を求めること。
- 施設の稼働停止は、共通部分の定期点検等、やむを得ない場合以外行わない。また、定期点検補修の期間短縮化を図ること。
- 浸出水処理施設（汚泥脱水機を除く）の運転時間は24時間/日とする。
- 汚泥脱水機の運転時間は5時間/日（5日間/週）とする。
- 原水量・質を十分に考慮し、計画放流水質を確保すること。
- 原水量・質の異常が確認できる簡易かつ効果的な監視を計画すること。
- 浸出水排水管出口は、常に浸出水に水没しないように管理すること。
- 備品、什器、物品、用役を常に安全に保管し、必要の際には支障なく使用できるよう適切に管理すること。
- 浸出水処理施設より発生する脱水汚泥については、埋立地に運搬し、埋め立てること。

4.2.6 排水基準値超過時の対応

- 排水基準値を超える状況が確認された場合は、ただちに排水を中止するなど必要な措置を講じ、速やかに連合に報告すること。
- 排水基準値を上回った原因と責任を究明し、結果を連合に報告すること。
- 改善が必要と判断した場合は改善計画を連合に提出し、確認を得た後、速やかに改善

作業を実施すること。

- 改善作業が完了し連合が確認した後、試運転を開始し、当該物質の測定を行い、その結果を連合に提出すること。
- 測定結果が排水基準値を超えていないことを連合が確認した後に、定常運転に復帰すること。

4.3 維持管理業務

4.3.1 備品・什器・物品・用役・覆土材の調達

- 運営事業者は、運営に必要な備品・什器・物品・用役・覆土材を調達すること。
- 運営事業者は、経済性を考慮した備品・什器・物品・用役・覆土材の調達計画を作成し、連合に提出すること。
- あらかじめ本施設に用意されている備品類（別紙4参照）は貸与する。不足する備品は運営事業者で用意すること。ただし、連合職員が運営モニタリングなどのために本施設で不定期に事務を行うことがあるため、連合職員用として事務室及び更衣室に2名分の机、いす及びロッカーを確保すること。

4.3.2 備品・什器・物品・用役・覆土材の管理

- 運営事業者は、調達計画に基づき調達した備品・什器・物品・用役・覆土材を常に安全に保管し、必要の際には支障なく使用できるように適切に管理すること。
- 貸与された備品類は、適切に使用・管理すること。事業終了時に使用実績に基づく適切な数量・品目を提案し、補充した状態で返却すること。万一、棄損した場合は、運営事業者の負担で修理・交換等を行うこと。これらについては、本事業終了時に機能回復した状態にて返却すること。
- 予備品、消耗品は常に備蓄し、必要の際には支障なく使用できるように適切に建屋内に管理すること。
- 維持管理用機材は常に整備し、使用の際にはその性能を十分に発揮できるように管理すること。

4.3.3 点検・検査計画の作成

- 運営事業者は、点検及び検査を、本施設の運転に極力影響を与えず効率的に実施できるように点検・検査計画（全体計画、年度計画）を作成すること。
- 点検・検査計画には、日常点検、定期点検、法定点検・検査、自主検査等の内容（機器の項目、頻度等）を含めること。
- 全ての点検・検査は、運転の効率性を考慮し計画すること。原則として、同時に休止を必要とする機器の点検及び予備品、消耗品の交換作業は同時に行うよう計画すること。
- 点検・検査計画は連合の確認を求めること。

4.3.4 点検・検査の実施

- 点検・検査は毎年度提出する点検・検査計画に基づいて実施すること。
- 日常点検で異常が発見された場合や事故が発生した場合等は、運営事業者は臨時点検を実施すること。
- 運営事業者は、点検・検査結果を記載した点検・検査結果報告書を作成し、連合に報告すること。
 - 報告書の詳細な内容については連合と協議の上、決定すること。

4.3.5 補修・更新計画の作成

- 運営事業者が計画すべき補修・更新の範囲は、設備の基本性能を維持するための部分取替、調整、更新等である。
- 運営事業者は、運営期間を通じた補修・更新計画を作成し、連合に提出し、確認を求めること。
- 運営期間を通じた補修・更新計画は、更新の都度、連合に提出し、確認を求めること。
- 運営事業者は、点検・検査結果に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の補修・更新計画を作成し、連合の確認を求めること。

4.3.6 補修・更新の実施

- 運営事業者は点検・検査結果に基づき、本施設の性能を維持するために、補修・更新を行うこと。
- 各設備・機器の補修・更新に係る記録は、適切に管理すること。
- 補修・更新に際しては、工事施工計画書を作成し、連合の確認を求めること。
- 運営事業者は、補修・更新結果を記載した補修・更新結果報告書を作成し、連合に報告すること。
- 報告書の詳細な内容については連合と協議の上、決定すること。
- 運営事業者が行うべき補修・更新の範囲は次表のとおりである。

表 9 補修・更新の範囲（参考）

作業区分※ ¹			概 要	作業内容（例）
補修工事	予防保全	定期点検整備	定期的に点検・検査又は部分取替を行い、突発故障を未然に防止する。 （原則として固定資産の増加を伴わない程度のものをいう※ ² ）。	・部分的な分解点検検査 ・給油 ・調整 ・部分取替 ・精度検査 ・漏水検知システムの性能確認試験による維持管理、点検・メンテナンス 等
		更正修理	設備性能の劣化を回復させる。 （原則として設備全体を分解して行う大がかりな修理をいう。）	設備の分解→各部点検 →部品の修正又は取替 →組付→調整→精度チェック
		予防修理	異常の初期段階に、不具合箇所を早急に処理する。	日常保全及びパトロール点検で発見した不具合箇所の修理
	事後保全	緊急事故保全（突発修理）	設備が故障して停止したとき、又は性能が著しく劣化した時に早急に復元する。	突発的に起きた故障の復元と再発防止のための修理
		通常事後保全（事後修理）	経済的側面を考慮して、予知できる故障を発生後に早急に復元する。	故障の修理、調整

※¹：表中の業務は、プラント機械・電気設備、建築設備（建築機械・電気設備含む）のいずれにも該当する。

※²：事業をより効率的・効果的に実施するため、運営事業者が連合と協議の上、自らの費用で追加の施設・設備等を導入することは可とする。

4.3.7 遮水工、擁壁等の土木構造物の維持管理業務

- 運営事業者は、遮水工を定期的に点検し、破損や劣化等遮水工効果が低下する恐れがある場合には補修等を行うこと。
- 遮水工のうち漏水検知システムについては、運営事業者の管理のもと、連合が指定する業者において定期的な性能試験による維持管理、設備・システム構成機器の点検・メンテナンス等を行うこと。
- 遮水工のうち、遮水シートについては、廃棄物最終処分場遮水シート取扱マニュアル（日本遮水工協会）を遵守し、点検・管理を行うこと。
- 運営事業者は、貯留構造物や擁壁の土木構造物、その他法面等を定期的に点検し、損壊する恐れがある場合には防止措置を講じること。
- 運営事業者は、道路施設及び駐車場のクラック等の補修を行うこと。
- 運営事業者は、地震・台風・異常降雨時等で構造物に負荷が作用したと予想される場合は、随時点検を行うこと。
- 運営事業者は、雨水集排水施設の機能を維持するため、定期的に巡回点検し、開渠や雨水枳に堆積した土砂等を速やかに除去すること。
- 台風・大雨等による豪雨が予測される場合は、あらかじめ埋立地周辺を確認し、逸水等による外部からの雨水の流入が起きないようにすること。

4.3.8 遮水工に異常が発生した場合の対応

- 漏水検知システム等による遮水機能確認で異常が確認された場合や事故が発生した場合等は、連合へ連絡するとともに、連合が指定する事業者に連絡し、指示に従うこと。
- 遮水機能の異常原因が明らかとなるまでは、埋立を停止すること。
- 異常原因が明らかとなった場合、復旧対応方法について、連合と協議すること。
- 工事施工計画書を作成し、連合の確認を得た後、補修又は復旧工事を行うこと。
- 復旧に要する費用負担については、運営事業者には責任がある場合は、運営事業者が負担するものとする。

4.3.9 建屋の保全

- 運営事業者は建屋の照明・採光設備、給排水衛生設備、空調設備、内外壁等の点検を定期的に行い、適切な修理・交換等を行うこと。
- 見学者等第三者が立ち入る箇所については、美観や快適性を損なうことがないよう点検、更新等を計画的に行うこと。
- 実施計画については必要に応じ「4.3.1 備品・什器・物品・用役・覆土材の調達」「4.3.3 点検・検査計画の作成」「1.1.1 補修・更新計画の作成」に含めること。

4.4 環境管理業務

4.4.1 環境管理

- 埋立物、浸出水及び発生ガス等が周辺環境に影響を及ぼすことがないように「環境管理業務計画書」を作成し、定期的な観測及び未然防止対策を講ずること。
- 特に、浸出水、浸出水処理水及び地下水等については、本事業終了年度まで継続的なモニタリングを実施すること。

4.4.2 環境保全計画

- 運営事業者は、公害防止条件、環境保全関係法令等を遵守した環境保全基準を定めること。
- 運営事業者は、本事業の実施に当たり、自ら定めた環境保全基準を遵守すること。
- 運営事業者は、運営期間中、環境保全基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた環境保全計画書を作成し、連合の確認を求めること。
- 運営事業者は、環境保全計画に基づき、環境保全基準の遵守状況を確認すること。
- 運営事業者は、環境保全基準の遵守状況について環境保全報告書を作成し、連合に報告すること。
- 環境保全報告書の詳細な内容については連合と協議の上、決定すること。
- 東側法面については、建設工事で設置した伸縮計による計測を実施すること。
- 伸縮計は、毎月データを回収するとともに、必要に応じて電池交換等のメンテナンスを行い、欠測が生じないようにすること。
- 本施設の監視測定項目、測定回数、測定方法を表10に示す。

表10 本施設の監視測定項目

	項目	測定回数	測定方法
地下水 【5か所】	電気伝導率	月1回	JIS K 0101
	塩化物イオン濃度	月1回	JIS K 0101
	地下水検査項目 28 項目	年1回	JIS K 0102 JIS K 0125 等
	ダイオキシン類	年2回	JIS K 0312
浸出水	塩化物イオン濃度	月1回	JIS K 0101
	水素イオン濃度(pH)	月1回	JIS K 0102
	BOD	月1回	JIS K 0102
	SS	月1回	JIS K 0102
	下水排除基準項目 43 項目	年1回	JIS K 0102 水質汚濁に関わる環境基準について (平5環告16号の付表等)
	ダイオキシン類	年2回	JIS K 0312
	カルシウムイオン	月1回	JIS K 0102

	項目	測定回数	測定方法
処理水	塩化物イオン濃度	月1回	JIS K 0101
	水素イオン濃度(pH)	月1回	JIS K 0102
	BOD	月1回	JIS K 0102
	SS	月1回	JIS K 0102
	下水排除基準項目 43 項目	年1回	JIS K 0102 水質汚濁に関わる環境基準について (平 5 環告 16 号の付表等)
	ダイオキシン類	年2回	JIS K 0312
	カルシウムイオン	月1回	JIS K 0102
	温度	連続	
残余容量		年1回	現況測量
粉じん【8地点うち4地点は実測(遊離ケイ酸含有率含)、4地点は簡易測定(場外あり)】		年4回	重量法(ろ過捕集方法) 相対濃度測定法
空間放射線量【場内4地点】		年1回	環境大臣が定める放射線の量の測定方法(平成 23 年 12 月 28 日環境省告示第 110 号)
埋立物	放射性物質濃度 (ヨウ素 131、セシウム 134、 セシウム 137)	年4回	廃棄物の事故由来放射性物質の放射能濃度の測定方法(平成 23 年 12 月 28 日環境省告示第 107 号)
	溶出基準	年1回	産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法(昭和 48.2.17 環境庁告示第 13 号)
騒音【場内4地点】		年1回	JIS Z 8731
振動【場内4地点】		年1回	JIS Z 8735
悪臭【場内4地点】		年1回	計量法(昭和 47 年環境庁告示第 9 号 または平成 7 年環境庁告示第 63 号)
東側法面	伸縮計	連続	

※監視測定項目は、連合が本施設において、現時点で必ず必要であると考えている項目である。

※測定は、温度、残余容量及び東側法面伸縮計の測定を除き、第三者計量証明機関で行うこと。

4.4.3 作業環境保全計画

- 運営事業者は、ダイオキシン類対策特別措置法、労働安全衛生法等を遵守した作業環境保全基準を定めること。
- 運営事業者は、管理運営に当たり、作業環境保全基準を遵守すること。
- 作業環境保全基準を設定・変更する場合は、連合と協議すること。
- 作業環境保全基準をもとに職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を推進すること。
- 作業行動の慣れによる労働災害の発生がないように、必要な措置を講ずること。
- 運営事業者は、運営期間中、作業環境保全基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた作業環境保全計画を作成し、連合の確認を求めること。
- 運営事業者は、作業環境保全計画に基づき、作業環境保全基準の遵守状況を確認する

こと。

- 運営事業者は、作業環境保全基準の遵守状況について作業環境保全報告書を作成し、連合に報告すること。
- 作業環境測定結果は、運営期間を通じて保管し、運営期間中保存すること。
- 報告書の詳細な内容については連合と協議の上、決定すること。

4.5 情報管理業務

4.5.1 運転管理記録報告

- 運営事業者は、施設の運転、点検保守等の記録として、作業状況等の写真撮影、定期的な定点写真撮影、埋立物搬入量、覆土運搬・施工量、脱水汚泥運搬量、浸出水処理施設の運転データ（雨量データ含む。）、用役データ、環境測定結果等を電子データで運営期間中保管し、機器台帳等とともに履歴を残すこと。
- 法令に定めのあるものを除き、電子データのある印刷物は3年以上、電子データのない印刷物は運営期間中、それぞれ保管すること。
- 運営事業者は年度実施計画の履行状況について、日報、月報、年報を作成し、以下の期日までに連合に提出すること。
 - ・ 日報 翌営業日以内
 - ・ 月報 5営業日以内
 - ・ 年報 1か月以内
- 日報、月報及び年報の記載内容については、連合と協議の上で決定すること。表11に参考を示す。
- 運営期間中に保管した記録は、運営期間中保存すること。

表11 報告書記載内容（参考）

文書名	記載内容
日報	埋立物搬入量、浸出水処理施設運転状況、ユーティリティー使用量、環境管理記録 等
月報	埋立物搬入量集計表、埋立物搬入量累積グラフ、浸出水処理施設運転状況、ユーティリティー使用量、環境管理記録、セルフモニタリング報告（実施時） 等
年報	埋立物搬入量集計表、埋立物搬入量累積グラフ、浸出水処理施設運転状況、ユーティリティー使用量、環境管理記録、事業提案書の履行実績 等

4.5.2 施設情報管理

- 運営事業者は、本施設に関する各種マニュアル、図面等を運営期間中、適切に管理すること。
- 運営事業者は、補修、機器更新、保全等により、本事業の対象施設に変更が生じた場合、各種マニュアル、図面等を速やかに変更すること。
- 本事業の対象施設に関する各種マニュアル、図面等の管理方法については連合と協議の上決定すること。
- 運営期間中に管理した記録は、運営期間中保存すること。

4.5.3 その他管理記録報告

- 運営事業者は、本施設の設備により管理記録可能な項目、または運営事業者が自主的に管理記録する項目で、連合が要望する項目があった場合には、報告内容に追加すること。
- 連合の求めに応じ、運営に係る維持管理コストデータの開示を行うこと。
- 報告書の詳細な内容については連合と協議の上、決定すること。
- 運営期間中に保管した記録は、運営期間中保存すること。

4.6 その他関連業務

4.6.1 清掃

- 運営事業者は、本施設の清掃計画を作成し、本施設内を常に清掃し、清潔に保つこと。特に来場者等第三者の立ち入る場所について、常に清潔な環境を維持すること。

4.6.2 植栽管理

- 運営事業者は、本施設の植栽管理計画を作成し、本施設内の植栽（別紙6参照）を管理し、低木の剪定は年1回、草刈りは複数回行うこと。特に来場者等第三者の立ち入る場所について、常に清潔な環境を維持すること。

4.6.3 除雪・凍結防止

- 運営事業者は、冬期間も安全に受け入れ及び埋立作業が行えるよう、市道を含む構内及び場外の運営業務に必要な範囲の除雪及び凍結防止措置を行うこと。特に、道路施設（管理道路、場内道路、外周道路）及び管理棟周辺舗装（駐車場含む）の凍結防止に努めること。

4.6.4 防火管理

- 運営事業者は消防法等関係法令に基づき、対象施設の防火上必要な管理者、組織等の防火管理体制を整備すること。
- 運営事業者は、整備した防火管理体制について連合に報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに連合に報告すること。
- 運営事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、防火管理上、問題がある場合は、連合と協議の上、施設の改善を行うこと。

4.6.5 警備・防犯

- 運営事業者は、場内の警備・防犯体制を整備すること。
- 運営事業者は、整備した警備・防犯体制について連合に報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに連合に報告すること。
- 運営事業者は、場内の警備を実施し、施設における犯罪の防止及び第三者の安全を確保すること。
- 敷地内に設置の防火水槽は、須坂市消防局の所管である。緊急時のためにゲートの鍵を共有していることに留意すること。

4.6.6 電気柵の管理

- 運営事業者は、動物侵入防止のため設置している場内電気柵の点検・補修管理を行うこと。
- 電気柵のうち地元区の管理部分を除き、運営事業者が管理すること。詳細は連合と協議の上、決定する。

- 運営事業者は、電気柵が動物の侵入により破損した場合は、地元区役員に連絡するとともに連合に報告し、地元区負担部分以外の補修を行うこと。

4.6.7 防災調整池の管理

- 運営事業者は、防災調整池及びその周辺の異常の有無について日常的な管理を行うこと。
- 豪雨時においては、防災調整池の監視を行い、水位変動等について連合・須坂市へ連絡を行うこと。

4.6.8 見学者対応

- 見学者への対応は、原則として連合が実施する。運営事業者は本施設見学に際し協力すること。
- 運営事業者は、見学者が利用する箇所及び設備等は常に清潔かつ適切に機能するように管理すること。

4.6.9 住民対応

- 運営事業者は、常に適切な管理運営を行うことにより、周辺の住民の信頼と理解、協力を得ること。
- 連合と地元地区とが運営に関する協議会などを組織した場合は、運営事業者も会議に参加するなどの協力をすること。
- 運営事業者は、運営事業者の業務範囲に含まれる内容に関して住民から苦情・要望・意見等があった場合、解決するよう努めること。
- 運営事業者は、運営事業者の業務範囲に含まれない内容に関して、住民等から苦情・要望・意見等があった場合、速やかに連合に報告し協議すること。

4.7 緊急時の対応

- 運営事業者は、台風・大雨等の警報発令時、地震、火災、事故、作業員の怪我等の緊急時においては、人身の安全確保を優先するとともに、作業の中断、運転停止などの措置を行うこと。
- 重要機器の故障や停電時等の非常時においては、周辺環境及び本施設へ与える影響を最小限に抑えるよう必要に応じて施設を安全に停止させること。
- 緊急時においては、緊急対応マニュアルに基づき、連合へ速やかに状況報告するとともに、事後報告(原因究明と再発防止策等)を含め、適切な対応を行うこと。また、周辺環境へ重大な影響が予測される場合は、周辺地域への速やかな情報伝達等を行うこと。
- 緊急対応マニュアルには、浸出水処理施設建設事業者から提出される事故対策マニュアルを含めること。
- 運営事業者は、緊急対応マニュアルに緊急時の体制及び対応方法等を定め、年1回以

上の訓練を実施すること。

- 実施内容等については、年度実施計画書に記載すること。
- 訓練内容は以下の内容とする。
 - ・消火、避難訓練
 - ・緊急停止訓練
 - ・その他必要な訓練

4.8 セルフモニタリング

- 運営事業者は、本事業において、関係法令、公害防止条件等を満足するとともに、提案書類に記載した実施項目等が的確に実施されているかをセルフモニタリングし、結果を連合に報告すること。
- 連合が必要と認めた場合は、運営事業者へセルフモニタリングの内容等の追加を指示できるものとする。
- 連合が自らの費用で実施するモニタリングに関して、運営事業者は運転データ等の開示を含め、連合のモニタリングに協力するものとする。

4.9 事業終了時の引き渡しの条件

- 運営事業者は、運営期間終了後においても連合又は連合が指定する第三者が本施設の運営を継続できるように、必要な対応を行うこと。
- 運営事業者は、運営期間終了前に維持管理計画書に従い、運営期間終了後1年間にわたり本施設が要求水準書に示した機能を維持できるように適切な維持管理、補修・更新を実施すること。
- 運営事業者は、本施設が運営期間終了後も継続して1年間にわたり使用することに支障のない状態であることを確認するために、第三者機関による以下の事項を含む施設機能確認検査を連合の立会いの下に実施すること。
 - ・貯留構造物及び建物の主要構造部等に大きな汚損または破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な汚損及び劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。
 - ・内外の仕上げや設備機器等に大きな汚損または破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な汚損及び劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。
 - ・主要な設備機器等が、当初の設計図書に規定されている基本的な性能（容量、風量、湿温度、強度等計測可能なもの）を満たしていること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な汚損及び劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。
- 当該確認検査の結果、本施設が運営期間終了後も継続して1年間にわたり使用することに支障のない状態であることを確認したことをもって、運営期間終了時の確認とする。
- 本事業期間終了後1年の間に、本施設に関して性能未達が指摘された場合には、改

修・更新等必要な対応を行うこと。ただし、運営事業者の維持管理等に起因するものではないことを運営事業者が立証した場合はこの限りではない。

- 貸与された備品類は、事業終了時に使用実績に基づく適切な数量・品目を提案し、補充した状態で返却すること。万一、棄損した場合は、運営事業者の負担で修理・交換等を行うこと。これらについては、本事業終了時に機能回復した状態にて返却すること。
- 運営事業者は、連合が運営期間終了後の本施設の運営方法に関する検討に協力すること。
- 運営事業者は、連合が運営期間終了後の本施設の運営を自ら実施する又は公募により民間事業者を選定すると判断した場合、以下の事項に関して協力すること。
 - ・ 本施設の運転、維持管理に必要な書類等の整備、提出（維持管理履歴、トラブル履歴、取扱説明書、調達方法）
 - ・ 連合又は連合が指定する第三者への引継ぎ業務等
 - ・ 本施設の維持管理計画の立案、連合や関係者との必要な協議等
 - ・ 新たな運営事業者による施設及び運転状況の視察
 - ・ 運営期間終了後の運営支援（費用が発生しない範囲でのアドバイス等の支援）
 - ・ その他新たな運営事業者の円滑な業務の開始に必要な支援
- 連合が運営期間終了後の本施設の運営事業者を公募により選定することが適切でないと判断した場合、本施設の運営の継続に関して協議に応じること。この場合、委託費算定のために運営期間中の以下の項目に関する費用明細等を提出すること。
 - ・ 人件費
 - ・ 運転経費
 - ・ 維持管理費
 - ・ 調達経費

別紙 1

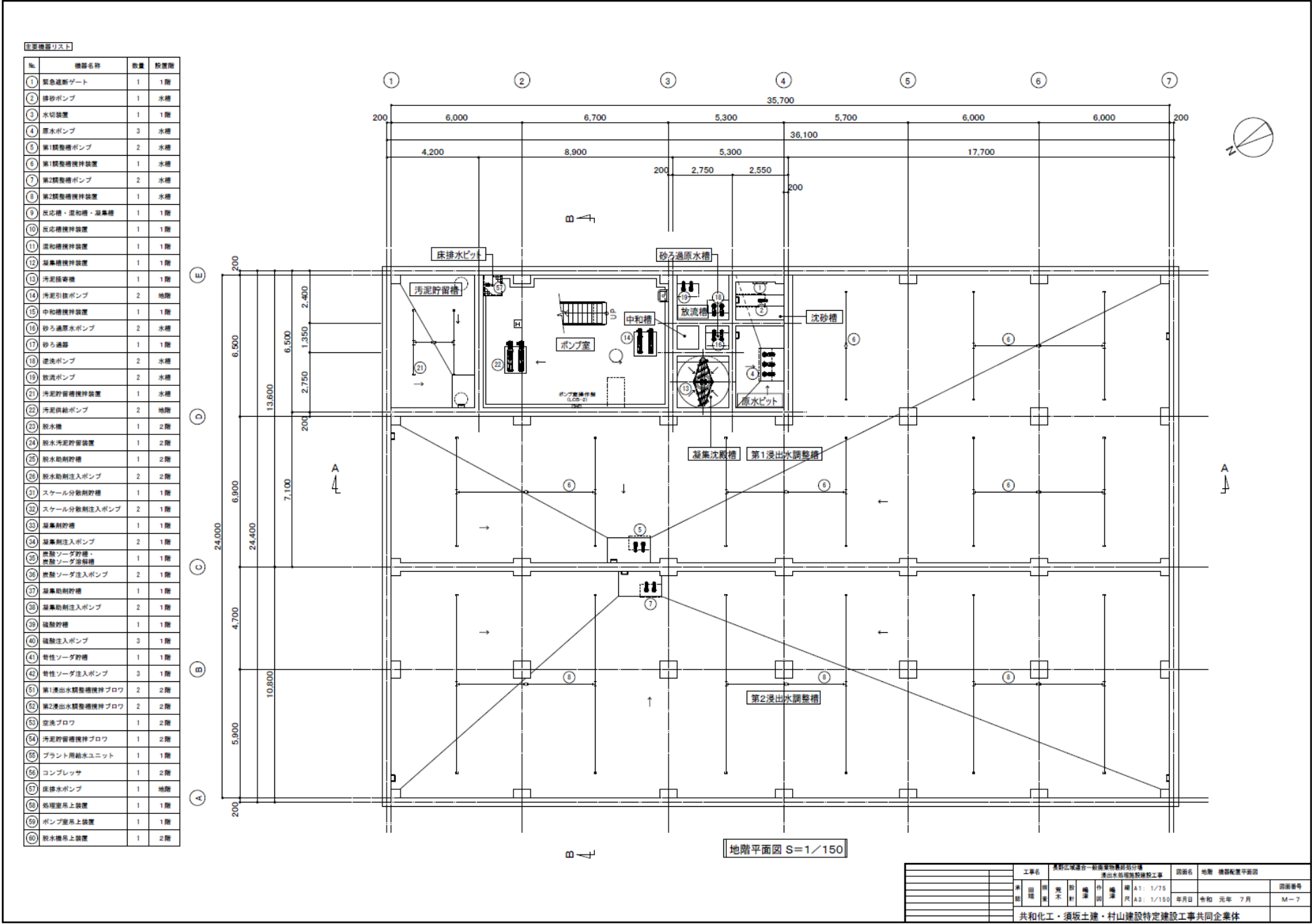
本事業の実施に際し、各業務の実施に必要な事項を記載した業務計画書を以下に参考として示す。

事業実施計画書及び年度実施計画書の内容（参考）

分 類	内 容
①受入管理業務計画書	・業務実施体制表 ・月間受入計画、年間受入計画 ・受入管理記録様式 等を含む
②運転管理業務計画書	・業務実施体制表 ・月間埋立計画、年間埋立計画、長期埋立計画 ・覆土運搬・施工計画 ・脱水汚泥運搬・埋立計画 ・埋立管理記録様式 ・月間運転計画、年間運転計画 ・運転管理記録様式 等を含む
③維持管理業務計画書	・業務実施体制表 ・調達計画 ・点検・検査計画 ・補修・更新計画 ・測量実施計画・残余容量管理計画 ・維持管理記録様式 等を含む
④環境管理業務計画書	・環境保全基準 ・環境保全計画 ・作業環境保全基準 ・作業環境保全計画 ・環境管理記録様式 等を含む
⑤情報管理業務計画書	・情報管理記録様式
⑥その他関連業務計画書	・清掃計画 ・植栽管理計画・体制 ・防火管理要領・体制 ・施設警備防犯要領・体制 ・電気柵管理要領 ・来場者対応要領・体制 ・住民対応要領・体制・各種記録様式
⑦マニュアル類	・運転管理マニュアル ・施設保全マニュアル ・緊急対応マニュアル ・安全作業マニュアル
⑧セルフモニタリング計画書	・同左
⑨提案事項の履行計画書	・提案履行計画書（年間・月間）
【参考】 本施設に関するマニュアル等 （建設事業者が整備）	・遮水モニタリング計画 ・機器台帳 ・運転マニュアル ・事故対策マニュアル ・長寿命化計画（保全計画）

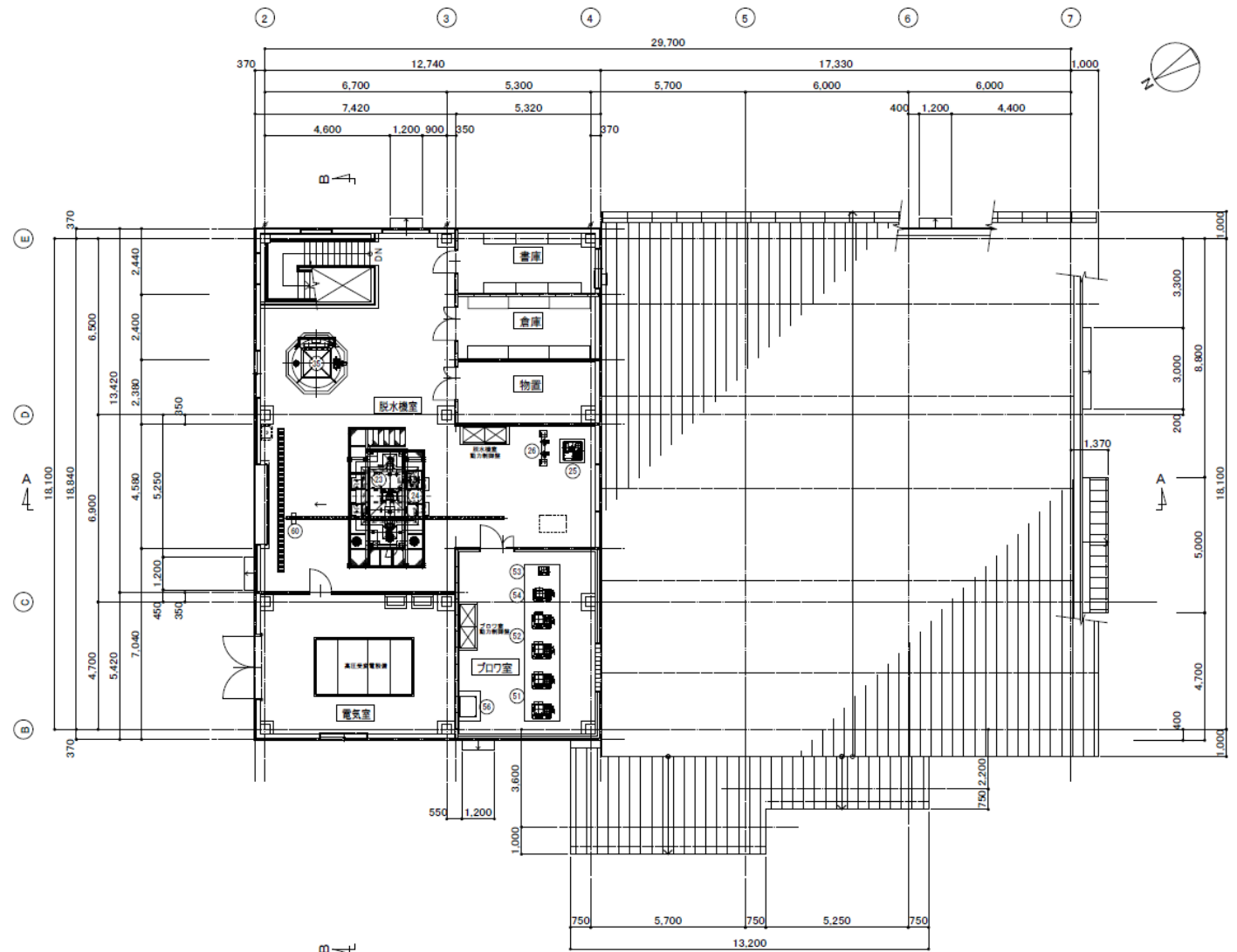
※ 網かけ部分については、年度実施計画書へは含まない。

別紙2 機器配置図



主要機器リスト

No.	機器名称	数量	設置階
①	緊急避難ゲート	1	1階
②	排砂ポンプ	1	水槽
③	水切装置	1	1階
④	取水ポンプ	3	水槽
⑤	第1脱酸槽ポンプ	2	水槽
⑥	第1脱酸槽後継装置	1	水槽
⑦	第2脱酸槽ポンプ	2	水槽
⑧	第2脱酸槽後継装置	1	水槽
⑨	反応槽・中和槽・凝集槽	1	1階
⑩	反応槽後継装置	1	1階
⑪	中和槽後継装置	1	1階
⑫	凝集槽後継装置	1	1階
⑬	汚泥脱水機	1	1階
⑭	汚泥引抜ポンプ	2	地階
⑮	中和槽後継装置	1	1階
⑯	砂ろ過装置	2	水槽
⑰	砂ろ過器	1	1階
⑱	逆洗ポンプ	2	水槽
⑲	放流ポンプ	2	水槽
⑳	汚泥貯留槽後継装置	1	水槽
㉑	汚泥脱水ポンプ	2	地階
㉒	取水機	1	2階
㉓	取水汚泥貯留装置	1	2階
㉔	取水助剤貯槽	1	2階
㉕	取水助剤注入ポンプ	2	2階
㉖	スケール分散剤貯槽	1	1階
㉗	スケール分散剤注入ポンプ	2	1階
㉘	凝集剤貯槽	1	1階
㉙	凝集剤注入ポンプ	2	1階
㉚	炭酸ソーダ貯槽・炭酸ソーダ溜槽	1	1階
㉛	炭酸ソーダ注入ポンプ	2	1階
㉜	凝集剤貯槽	1	1階
㉝	凝集剤注入ポンプ	2	1階
㉞	硫酸貯槽	1	1階
㉟	硫酸注入ポンプ	3	1階
㊱	苛性ソーダ貯槽	1	1階
㊲	苛性ソーダ注入ポンプ	3	1階
㊳	第1浸加水脱酸槽後継ブロウ	2	2階
㊴	第2浸加水脱酸槽後継ブロウ	2	2階
㊵	空洗ブロウ	1	2階
㊶	汚泥貯留槽後継ブロウ	1	2階
㊷	プラント用給水ユニット	1	1階
㊸	コンプレッサ	1	2階
㊹	循環水ポンプ	1	地階
㊺	監視室吊上装置	1	1階
㊻	ポンプ室吊上装置	1	1階
㊼	取水機吊上装置	1	2階



2階平面図 S=1/150

工事名	設計・監理・施工	図面名	2階 機器配置平面図
共和化工・須坂土庫・村山建設特定建設工事共同企業体	共和化工・須坂土庫・村山建設特定建設工事共同企業体	共和化工・須坂土庫・村山建設特定建設工事共同企業体	共和化工・須坂土庫・村山建設特定建設工事共同企業体

別紙3 機器リスト

(現時点での内容であり、竣工までに変更になる可能性がある)

機器リスト（プラント機械）

No.	機 器 名 称	仕 様	数 量	材 質
	機械設備（機器番号は図面機器リストと連動）			
1	緊急遮断ゲート	電動開閉機付スライドゲート 開度発信機付 400角×0.75kW	1 台	主要接液部：SUS316
2	排砂ポンプ	水中ポンプ 着脱式 32A×0.042m ³ /分×4m×0.15kW	1 台	インペラ：強化樹脂、シャフト：チタン ケーシング：強化樹脂
3	水切装置	PVC製	1 台	本体：PVC 架台：SUS
4	原水ポンプ	水中ポンプ 着脱式 80A×0.70m ³ /分×11m×3.7kW	3 台	インペラ：強化樹脂、シャフト：チタン ケーシング：強化樹脂
5	第1調整槽ポンプ	水中汚水樹脂ポンプ 着脱式 50A×0.056m ³ /分×9m×0.4kW	2 台	インペラ：強化樹脂、シャフト：チタン ケーシング：強化樹脂
6	第1調整槽攪拌装置	多孔管式 40φ	1 式	多孔管 HIVP、架台SUS
7	第2調整槽ポンプ	水中汚水樹脂ポンプ 着脱式 50A×0.056m ³ /分×9m×0.4kW	2 台	インペラ：強化樹脂、シャフト：チタン ケーシング：強化樹脂
8	第2調整槽攪拌装置	多孔管式 40φ	1 式	多孔管 HIVP、架台SUS
9	反応槽・混和槽・凝集槽	SUS316製水槽 点検歩廊共	1 基	本体：SUS316 槽内：PVC
10	反応槽攪拌装置	堅型プロペラ式 360rpm×0.2kW	1 台	インペラ SUS316、シャフト SUS316
11	混和槽攪拌装置	堅型プロペラ式 360rpm×0.2kW	1 台	インペラ SUS316、シャフト SUS316
12	凝集槽攪拌装置	堅型パドル式 50rpm×0.2kW	1 台	インペラ SUS316、シャフト SUS316
13	污泥掻寄機	中央駆動懸垂型 2,400φ×0.2kW	1 基	主要接液部：SUS316
14	污泥引抜ポンプ	一軸ポンプ（インバータ制御）横置 65A×0.05m ³ /分×5m×1.5kW	2 台	ローター：SUS304+HCr、ステータ：ウレタン ゴム、ケーシング：SCS13
15	中和槽攪拌装置	堅型プロペラ式 360rpm×0.4kW	1 台	インペラ SS+HRL、シャフト SS+HRL
	中和槽攪拌装置架台	SUS製架台	1 基	SUS304
16	砂ろ過原水ポンプ	水中汚水樹脂ポンプ 着脱式 50A×0.052m ³ /分×17.0m×1.5kW	2 台	インペラ：強化樹脂、シャフト：チタン ケーシング：強化樹脂
17	砂ろ過器	下降流圧力式 前面配管共 φ900	1 基	SS400+ゴムライニング
18	逆洗ポンプ	水中汚水樹脂ポンプ 着脱式 80A×0.43m ³ /分×13m×2.2kW	2 台	インペラ：強化樹脂、シャフト：チタン ケーシング：強化樹脂
19	放流ポンプ	水中汚水樹脂ポンプ 着脱式 40A×0.047m ³ /分×8m×0.25kW	2 台	インペラ 強化樹脂、シャフト チタン ケーシング 強化樹脂
21	污泥貯留槽攪拌装置	多孔管式 40φ	1 式	多孔管 HIVP、架台SUS
22	污泥供給ポンプ	一軸ポンプ（インバータ制御）横置 80A×0.084m ³ /分×15m×2.2kW	2 台	ローター：SUS304+HCr、ステータ：ウレタン ゴム、ケーシング：SCS13
23	脱水機	遠心脱水機 架台共 5.0m ³ /h×11kW+3.7kW	1 基	接液部 SUS316
	脱水機点検歩廊		1 式	SS400
	脱水機洗浄弁	32A 電動ボール弁 JIS10KF 200V	1 個	PVC製
24	脱水污泥貯留装置	電動カットゲート式 有効容量：4.2m ³ 0.75kW×2	1 基	本体 SS400 内面塗装 エポキシ樹脂
25	脱水助剤貯槽	高分子自動溶解装置 ホッパー10t・タンク200t	1 台	ホッパー：SUS製 タンク：FRP
26	脱水助剤注入ポンプ	ダイヤフラムポンプ 1.57L/分×0.5MPa×0.2kW×3φ×25A	2 台	

No.	機 器 名 称	仕 様	数 量	材 質
31	スケール分散剤貯槽	角型 100ℓ 攪拌機共	1 台	PE
32	スケール分散剤注入ポンプ	電磁駆動型ダイヤフラムポンプ 12.84mL/分×1.0MPa×0.017kW×1φ	2 台	
33	凝集剤貯槽	角型 200ℓ	1 台	PE
34	凝集剤注入ポンプ	電磁駆動型ダイヤフラムポンプ 11.93mL/分×1.0MPa×0.017kW×1φ	2 台	
35	炭酸ソーダ貯槽・炭酸ソーダ溶解槽	自動溶解式 ホッパー4000ℓ・タンク1000ℓ	1 基	ホッパー：SS製 タンク：FRP
36	炭酸ソーダ注入ポンプ	ダイヤフラムポンプ 6.31L/分×0.5MPa×0.4kW×3φ×25A	2 台	
37	凝集助剤貯槽	高分子自動溶解装置 ホッパー10ℓ・タンク100ℓ	1 台	ホッパー：SUS製 タンク：FRP
38	凝集助剤注入ポンプ	ダイヤフラムポンプ 41.67mL/分×1.0MPa×0.1kW×3φ×15A	2 台	
39	硫酸貯槽	角型 300ℓ	1 台	PE
40	硫酸注入ポンプ	電磁駆動型ダイヤフラムポンプ 22.17mL/分×1.0MPa×0.017kW×1φ	3 台	
41	苛性ソーダ貯槽	角型 200ℓ	1 台	PE
42	苛性ソーダ注入ポンプ	電磁駆動型ダイヤフラムポンプ 6.57mL/分×1.0MPa×0.017kW×1φ	3 台	
51	第1浸出水調整槽攪拌ブロワ	ルーツブロワ 防振架台付 INV 80A×3.73m3/分×5.5kW×50kPa	2 台	標準
52	第2浸出水調整槽攪拌ブロワ	ルーツブロワ 防振架台付 INV 80A×4.02m3/分×5.5kW×50kPa	2 台	標準
53	空洗ブロワ	ルーツブロワ 防振架台付 25A×0.32m3/分×0.75kW×37kPa	1 台	標準
54	汚泥貯留槽攪拌ブロワ	ルーツブロワ 防振架台付 65A×2.42m3/分×3.7kW×49kPa	1 台	標準
55	プラント用給水ユニット	定圧自動給水装置 受水槽2.0m ³ 40φ×0.138m ³ /min×30m×1.5kW	1 基	受水槽 FRP
56	コンプレッサ	圧力開閉式（オイルフリー型） 50L/min×1.5kW	1 台	標準
57	床排水ポンプ	水中汚水汚物ポンプ 40φ×0.1m ³ /min×6.5m×0.25kW	1 台	インペラ 強化樹脂、シャフト SUS304 ケーシング 強化樹脂
58	処理室吊上装置	電気トロリ結合式電気チェーンブロック 0.49t×4m×0.75+0.4kW	1 台	標準
59	ポンプ室吊上装置	ブレントロリ結合式電気チェーンブロック 0.49t×9m×0.75kW	1 台	標準
60	脱水機吊上装置	ギアードトロリ結合式チェーンブロック 1.0t×5m	1 台	標準
61	モニタリング井戸ポンプ	浅井戸ポンプ 5L/min×0.4kW×3φ200V	1 台	インペラ CAC406、シャフト SUS304 ケーシング SUS13
62	モニタリング井戸測定槽	PVC製	1 台	本体：PVC 架台：SUS

別紙4 備品類

(現時点での内容であり、竣工までに変更になる可能性がある)

1. パンフレット

名称	摘要	数量
パンフレット (一般用)	カラー印刷、A4版	2,000部
パンフレット (小学生用)	カラー印刷、A4版	2,000部
パンフレット (英語版)	カラー印刷、A4版	500部

2. 調度品

名称	摘要	数量
見学者用案内パネル①	1800W×1500H	1台
見学者用案内パネル②	A0版	1台
説明用ビデオ (一般用及び小学生用)	日本語、ブルーレイ方式	5枚
説明用ビデオ (一般用)	英語、ブルーレイ方式	5枚
情報発信装置	液晶ディスプレイ、パソコン	一式

3. 予備品・消耗品

(1) 予備品 (1 年分)

区分	名称	数量
調整槽ブロワ用	Vベルト	一式
空洗ブロワ	Vベルト	一式
汚泥貯留槽攪拌ブロワ用	Vベルト	一式
砂ろ過塔用	マンホールパッキン	一式
汚泥脱水機用	Oリング、ボールベヤリング、 オイルシール、六角付ボルト	一式
制御盤類用	ヒューズ等	一式

(2) 消耗品 (1 年分)

区分	名称	数量
水中ポンプ用	オイル (タービン油32)	一式
ブロワ用	オイル (ギヤ油220) グリース400 g カートリッジ式	一式
一軸ポンプ用	オイル (ギヤ油460)	一式
汚泥脱水機用	オイル (タービン油68) グリース400 g カートリッジ式 オリフィスプレート スポンジパッキン	一式
電磁式ダイヤフラムポンプ用	スペアパーツセット	一式
ダイヤフラムポンプ用	ダイヤフラム 吐出・吸込コネクタセット	一式
p H計用	p H 7 標準液、p H14標準液、 ガラス電極、K C L 液、ビーカー	一式
S S 計用	校正液	一式

4. 工具・備品等

区分	名称	数量
特殊分解工具	汚泥引抜ポンプ用	一式
	汚泥供給ポンプ用	一式
	脱水機用	一式
標準工具	標準工具セット	一式
電気設備用備品	絶縁抵抗計	1台
	設地抵抗計	1台
	テスター	1台
	クランプメーター	1台
	検電器（高圧用・低圧用）	1台
安全用具	携帯型ガス検知器	1台
	投光器 （LEDランプ＋ケーブル5m）	2灯
	電気送風機ダクト共	1台
	コードリール （屋外用VCT1.25×2C×30m）	1台
計測器	pH／EC／ORP／水温計	一式
	透視度計	一式
	スターラー・回転子	一式
	加熱乾燥式水分計	1台
その他	メスシリンダー1000mL 樹脂製	2個
	ビーカー500mL ガラス製	2個
	ビーカー500mL 手付き樹脂製	2個
	ビーカー2000mL 手付き樹脂製	2個
	採水用柄杓（2L）2m柄付き	2個
	グリースガン 400gカートリッジ、手詰兼用	1台
	AED	1台

5. 建物内備品等

区分		名称	数量
管理事務室	事務机	キャビネット一体型 W1400×D700×H720	3台
	事務用チェア	収納タイプ	3脚
	応接セット(1)	センターテーブル W1200×D600×H430	1台
	応接セット(2)	チェア長イス W1900×D790	1台
	応接セット(3)	チェア両肘 W850×D790	2台
	書類棚	W1200×D400×H1760	3台
	食器棚	W800×D410×H1780	1台
研修室	キャスター付長机	ミーティングテーブル (平行スタック式) W1800×L450×H720	14台
	椅子	ミーティングチェア 専用台車付	44脚
	講演台	W1200×L450×H1000	1台
	ホワイトボード	脚付両面タイプ(両面無地) W1900	1台
	棚	サイドテーブル W1600×D400×H700	3台
男子更衣室	ロッカー	4連 W900×D515×H1790	1台
女子更衣室	ロッカー	3連 W900×D515×H1790	1台
作業員更衣室	ロッカー	3連 W900×D515×H1790	1台
風除室	傘立て	15本用 W400×D300×H500	1台
シャワー室	脱衣棚	ランドリーラック	1台
倉庫	整理棚		6台
書庫	書類棚		6台

